

鳥取県教育委員会告示第4号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第19条第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる無形文化財を鳥取県指定無形文化財に指定し、同条第2項の規定に基づき、同表の右欄に掲げるものを当該鳥取県指定無形文化財の保持者として認定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年2月24日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

無形文化財 の名称	無形文化財の保持者		
	氏名	住所	特徴
陶芸	前田 昭博	鳥取市河原町本鹿	1 白磁を主とする陶芸の技術に習熟し、光と影の造形などと評される芸術上特に価値の高い製作を行っている。 2 磁器ならではの造形、表現を模索する創作姿勢は工芸史上において重要な位置を占めている。